

令和 5 年 1 月 1 8 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

九州電力送配電株式会社の情報漏えい事案に関して、 九州電力送配電株式会社及び九州電力株式会社に対して 報告徴収を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、九州電力送配電株式会社の情報漏えい事案に関して審議を行い、九州電力送配電株式会社及び九州電力株式会社に対して、電気事業法に基づき報告徴収を実施しましたので、お知らせいたします。

今般、一般送配電事業者として漏えいを禁じられている新電力の顧客に係る非公開情報が、九州電力送配電が小売電気事業を営んでいる九州電力に貸与又は利用可能な状況に置いていた端末から日常的に閲覧されていることが判明しました。

これは、電力・ガス監視等委員会から各一般送配電事業者及び関係小売電気事業者に対して、情報漏えい案件の有無について調査することを求めていたところ、判明したものです。

これを受け、九州電力送配電及び九州電力に対して、本日（18日（水））、電力・ガス取引監視等委員会より、電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第1項の規定により委任された同法第106条第3項の規定による権限に基づき報告徴収を実施したことをお知らせいたします。

今後、報告徴収の結果に基づき、必要な対応をとってまいります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 鍋島

担当者：福原、日高、森野

電話：03-3501-1585（直通）

メール：s-dentori-network@meti.go.jp